

◎佐賀県条例第14号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用) 第15条 法第74条に規定する手続について、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第5条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用) 第15条 法第74条に規定する手続について、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第8条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。